

裁判を経験してみよう！

— 刑事裁判手続を通して、論理的思考、問題解決能力を学ぶ —

1. 授業の目標

1. 刑事裁判手続について学び、司法制度の根幹をなす裁判制度を知る。
2. 思い込みや感情ではなく、証拠や事実に基づいて道筋を立てて考える論理的思考が行えるようになる。
3. 自分とは相反する立場の意見も踏まえて結論を出す裁判手続における思考過程を、実社会において見解が対立する諸課題の解決にも活かそうとする意欲を育む。

2. 授業の構成

■ 第1時

実際の裁判を簡単にした刑事模擬裁判を行う。

■ 第2時

ワークシートに従い、刑事模擬裁判における評議を行う。

3. 授業の解説

(1) 刑事裁判とは？

日本の裁判には、大きく分けて「民事裁判」と「刑事裁判」の二つがあります。

本教材で扱うのは「刑事裁判」です。「刑事裁判」は、裁判所が①窃盗や傷害、殺人など、ある人が法律で定められた罪を本当に犯したのか、②犯したのならどの程度の刑罰（死刑か、無期懲役か、懲役何年か、罰金がいくらかなど）を与えるのがふさわしいのかなどを決める裁判のことを指します。

(2) 裁判員裁判とは？

裁判員裁判とは、職業裁判官3人と国民から選ばれた裁判員6人の合計9人が一緒に、殺人罪、強盗致傷罪など、刑罰が重い事件について、①ある人が法律で定められた罪を本当に犯したのか（犯人かどうか）、②罪を犯したのであれば、どの程度の刑罰を与えるのがふさわしい

のかなどを決める裁判です。

市民の司法参加の意義については、裁判の内容に市民の視点や感覚が反映されるようになり、司法に対する理解と信頼が深まること、市民社会の構成員が法を逸脱した場合の処罰についても、市民が自律的に判断するのが望ましいことなどが挙げられています。

市民の司法参加の制度としては、人別して、事件ごとに選任された市民が裁判官とは独立して有罪・無罪のみを判断する陪審制と、市民が一定の任期の間に行われる裁判において、裁判官と共に、有罪・無罪及び有罪の場合の刑の量定を判断する参審制があります。裁判員制度は、事件ごとに選任される点では陪審制に近いですが、裁判官と共に有罪・無罪及び有罪の場合の刑の量定まで判断する点で参審制に近い、日本独自の制度です。なお、日本でも、戦前の一時期に、陪審制が採用されていた時期がありました。

(3) 刑事裁判の大切なルール

社会の人々が安心して生活できるためには、そもそもどのような行為が犯罪にあたり、処罰されるのかについて、あらかじめ法律によって定められている必要があります（「罪刑法定主義」といいます）。自分の行ったことが、後から犯罪と言われて処罰対象にされるかもしれないと思うと、人々の行動が過度に萎縮してしまう危険性があるからです。

刑事裁判においては、手続も非常に厳格です。なぜなら、刑事裁判は、冤罪（無実の人を有罪にすること）を生み出さないようにしながらも、社会の人が安心して生活するために、公平で、真実を発見できる手続にしなければならないためです。そして、真実を発見するためには、思い込みや感情をできるだけ排除しなければなりません。そのため、裁判では、裁判上で提出された証拠、証人や被告人の発言にのみ基づいて事実を認定し、有罪・無罪を決定し、量刑を決定しています（「証拠裁判主義」といいます）。

ところで、検察官が、被告人を有罪であると証明するためには、合理的な疑いをはさむ余地がないほどに証拠によって証明されなければなりません。その証明ができない場合、裁判所は、被告人に対し、無罪を言い渡さなければなりません。なぜなら、刑事上の罪に問われている人は、法律に基づいて有罪とされるまでには「無罪と推定される権利」があるためです（「無罪推定」といいます）。

(4) 有罪無罪に正解はありません

裁判員裁判では、前述の通り、職業裁判官と国民から選ばれた裁判員が、①法律で定められた罪を本当に犯したのか、②犯したのならどの程度の刑罰を与えるのがふさわしいのかを決めますが、本教材では、授業時間が限られていることから、①、つまり「有罪か無罪かを考える」ことを生徒のみなさんに行っていただきます。

本教材では、有罪もしくは無罪に傾く証拠や事実が多く散りばめられています。そのため、生徒たちには、本教材から、有罪もしくは無罪に傾く証拠や事実を「宝探しゲーム」のように探してもらいます。そして単に証拠や事実を探すだけでなく、漫画やアニメに登場するよう

な「名探偵や名刑事」のように、その各証拠や事実をどう組み合わせ、証拠や事実をどのように評価するかも考えてもらい、被告人が犯人か犯人ではないかを考えてもらいます。

ところで、本教材では、結論として有罪方向と無罪方向のどちらにも傾くように作成しています。それは、本教材が「有罪か無罪かを定めること」を目的としているわけではないからです。

例えば、①本件被告人が、盗まれたものと同じ種類、同じ数量のものを、未開封の新品状態でもっていたこと、②事件から30分後の午前1時45分に、事件現場から約2キロしか離れていない場所で、所持していたこと、③被害者は拳で殴られており、被告人は拳を怪我していたこと、④犯人は、犯行時、上はジャケット、下はジーンズという格好をしていて、被告人も、発見時に上はジャケット、下はジーンズという格好をしていたこと、⑤被告人は、友達からもらったと主張しているが、友達の名前を言わないなど被告人の主張は不自然であり信用することができないことなどの各事実などに着目すると、被告人が有罪になることに傾きます。

他方で、①被告人の所持品が、盗まれたものといえる証拠がないこと、②被告人が手に入れた方法や経緯に関しても、被告人の誕生日に近いから、実際に友達からもらった可能性は否定できないこと、③今回の怪我は、握ってできる拳の部分よりも位置が手首の側に近いこと、④犯人は、犯行時、帽子をかぶっていたが、被告人は、発見時に帽子をかぶっていなかったこと、⑤被告人の供述を信用できないとするだけの根拠もないこと、被害者の証言も信用できないなどの各事実などに着目すると、被告人が無罪になることに傾きます。

解説の後ろに、第2時のワークシートの書式を用いて、有罪もしくは無罪に傾く証拠や事実を分類した例を付けておきました。また、分類した証拠や事実を、どのように有罪・無罪の判断材料とするかについてもコメントを付けておりますので、参考になさってください。ただし、これはあくまでも一例ですので、例示されていない証拠や事実が挙がることもあるでしょうし、有罪もしくは無罪の評価が例示と異なっていたとしても、根拠が明確に示されていれば、何ら問題はないということになります。分類例の最初の事実のように、同じ事実を、有罪の根拠にも無罪の根拠にも用いることが可能な場合も考えられます。刑事模擬裁判の面白さの一つだと思います。

弁護士が学校現場で刑事模擬裁判の授業に携わると、先生や生徒のみなさんから、「本当は有罪か無罪かどちらですか」という質問を受けることがよくあります。しかし、ここまでの解説をお読みいただければ、そういう質問自体がナンセンスであることがお分かりいただけることでしょう。

(5) 生徒のみなさんに学んでほしいこと

本教材は、生徒のみなさんに、単に刑事裁判、裁判員裁判という制度を理解して頂くだけではなく、論理的思考の展開、議論のルール、問題解決能力などを学んでもらうことも狙っています。

論理的思考とは、思い込みや感情ではなく、証拠や事実に基づいて道筋を立てて考える思考

のことを指します。本教材では、①どのような証拠があるか、②その証拠から、どのような事実が認められるのか、③認められた事実をどう評価するのか、④なぜそう考えたのか、⑤自分の主張をどう考えるのか、思い込みや感情ではなく、証拠や事実に基づいて、道筋を立てて考えることを、学んでほしいと考えています。

そして、討論や議論をする場は、決して自分の主張をするだけの場ではありません。討論・議論には、必ず相手の存在があります。そのため、相手の話を聞くことも大事になります。また、討論・議論をする際にも論理的思考も重要になってきます。感情だけの討論・議論は、全く意味がなく、喧嘩になってしまうだけです。そのため、討論・議論では、自分の主張を、道筋を立てて、明確にし、分かりやすく正確に伝える必要があります。また、限られた時間のなかで、討論・議論をするため、短時間で伝えることも大事になってきます。

本教材では、グループ討論の時間があるため、グループ討論を通して、前述の討論・議論のルールも学んでほしいと考えています。

そして、現在の学習指導要領では、「生きる力」を育むために、「確かな学力」を身に付けさせることが求められています。そして、そのなかで「問題解決能力」を学ぶことを重要視しております。問題解決能力とは、問題に直面した場合、その問題を解決するために、①何が問題になっているのかを把握し、②仮説や解決する場合の計画を立て、③実行する力などのことを指します。

本教材を通して、生徒のみなさんが、①何が問題になっているのかを考え、②有罪か無罪か、自分の立場を決めて、③決めた立場に基づいて、証拠、事実を探し、組み合わせ、評価し、④グループ討論をし、他人の話を聞き、自分の考えを再考しながら、問題解決能力も学んでほしいと思っています。

そして、本教材での学習を終えた生徒のみなさんが、本教材で体得した問題解決能力を活かして、実社会において見解が対立する諸課題の解決に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

	有 罪	無 罪
目 撃	<p>●被告人は、犯行があったわずか30分後、被害のあった店から約2キロしか離れていない路上において、店から通報を受けた警察官に発見されている。</p> <p>→犯行直後に店の近くにいたのであれば、被告人が犯行を行うことは可能であった。</p> <p>●被告人は、被害者である沢井さんの供述と同じ格好をしていた。</p> <p>→犯行直後に犯人と同じ格好をしていたのであれば、被告人が犯人である可能性が高い。</p> <p>●沢井さんに確認したところ、被告人が犯人に間違いないと述べた。</p> <p>→犯人の目撃者が被告人を犯人と言っており、被告人が犯人である可能性が高い。</p>	<p>●被告人は、犯行があったわずか30分後、被害のあった店から約2キロしか離れていない路上において、店から通報を受けた警察官に発見されている。</p> <p>→被告人が本当に犯人であれば、捕まらないようもっと早く、遠くに逃げているはずであるから、被告人が犯人とはいえない。</p> <p>●犯人と被告人の嗜好は、ある程度共通しているが、帽子がない点が異なっている。</p> <p>→帽子をかぶっていなかった被告人を犯人と断定できない。</p> <p>●防犯カメラにも犯人らしき人物は映っているが、映像は不鮮明である。</p> <p>→防犯カメラに映っている人物が、被告人であるということとはできない。</p> <p>●目撃した沢井さんは、眠気がある状態で、さらに犯人の顔を一瞬しか見ておらず、顔をはっきりと覚えてはいない。</p> <p>→沢井さんが犯人の顔をちゃんと目撃できていたか疑わしい。</p> <p>●男性に声をかけた場所は店外で、街灯はチカチカしていた。</p> <p>→沢井さんが犯人の顔をちゃんと目撃できていたか疑わしい。</p>
被害品について	<p>●被告人が持っていたリュックサックの中には、開封されていない、店から盗まれた物と同じ商品名で、同じシールの貼られた商品が、盗まれたのと同じ個数入っていた。</p> <p>→プレゼントが未開封なのは不自然であり、同じ商品を同じ個数持っていたとすれば、被告人が持っていた物が盗まれた商品と同一である可能性が高い。</p> <p>●被告人は、プレゼントしてもらった友達の名前を言わない。</p> <p>→プレゼントされたという供述の裏付けがなく、盗んだ商品であることを隠す言い訳である可能性が高い。</p>	<p>●店から盗まれた物と同じ商品名で、同じシールの貼られた商品が、盗まれたのと同じ個数というだけでは、被告人が持っていた物が事件のあった店から盗まれた物であるとは断定できない。友達が事件のあった店で購入した可能性もあり得る。</p> <p>→被告人が持っていた物が盗まれた商品とは別の物である可能性がある。</p> <p>●被告人が持っていた物は、友達からもらった。</p> <p>→被告人が持っていた物が盗まれた商品とは別の物である可能性がある。友達に迷惑をかけたたくないという気持ちをもつことは自然であり、言い訳とは考えにくい。</p>

手の怪我	<p>●被告人は、手を怪我していた。 →犯人の怪我と一致しており、被告人が犯人である可能性が高い。</p>	<p>●被告人の手の怪我は、逮捕される前に転倒してできた怪我である。 →沢井さんを殴って怪我をしたものではない。 ●手を怪我したところが、手の甲であり、拳で人を殴って怪我をするところではない。 →被告人の怪我が、沢井さんを殴って怪我をしたものとはいえない。</p>
その他		

第1時

模擬裁判を行い、刑事裁判の流れを体験しよう

1 本時の目標

1. 模擬裁判を通じて、刑事裁判手続の流れを理解する。

段階	学習活動	指導上の留意点
導入 【15分】	<p>【ワークシート①②を配布】</p> <p>○刑事裁判の基本原則、刑事裁判の流れを確認する。</p> <p>【ワークシート③～④を配布】</p> <p>○模擬裁判の対象となる事件の「あらすじ」を確認する。</p> <p>○配役を決定する。</p>	<p>★裁判官役、検察官役、弁護士役、証人役、被告人役の生徒を決める。複数名決めて、セリフを分担してもよい。残りの生徒たちは、裁判員役になってもらう。</p>
展開(1) 【35分】	<p>○模擬裁判を行う。</p> <p>○各配役の生徒がセリフを読む。</p> <p>○検察官の証拠調べを行う。裁判員役の生徒は、ワークシート⑦⑧のイラストを確認する。</p> <p>○被害者の証人尋問を行う(ワークシート⑧～⑩)。</p> <p>○裁判員役の生徒は、ワークシート⑭を記入しながら話を聞く。</p> <p>○弁護人の証拠調べである被告人質問を行う(ワークシート⑫～⑬)。</p> <p>○裁判員役の生徒は、ワークシート⑭を記入しながら話を聞く。</p> <p>○被害者の証言と被告人の供</p>	<p>★検察官が「なぜ被告人が犯人である」と考えるのか、弁護人が「なぜ被告人が犯人ではない」と考えるのか、理解させる。</p> <p>★生徒たちに対し、思い込みや感情ではなく、被告人が犯人かどうかについては、「証拠」や「事実」に基づいて道筋を立てて考えるように伝える。</p> <p>★ただ読むのではなく、強弱をつけて読ませると効果的である。</p> <p>★どのような証拠があるのか、生徒たちに確認させる。防犯カメラの映像は顔が写っていないことを強調する。</p> <p>★被害者の証言(言葉)も証拠になることを伝える。ただし、被害者の証言が必ずしも真実とは限らないこと、被害者の証言だけで有罪にならないことも伝える。</p> <p>★裁判員役の生徒には、証人が言っている方の事実「○」を付けさせる。</p> <p>★被告人の供述(言葉)も証拠になることを伝える。ただし、被告人の供述が必ずしも真実とは限らないこと、被告人の供述だけで有罪にならないことも伝える。</p> <p>★裁判員役の生徒には、被告人が言っている方の事実「○」を付けさせる。</p>

述が信用できるかどうかを
考える。

★本模擬裁判はここで終わるが、ワークシート②を使いながら、実際の刑事裁判では、このあとに検察官の論告（検察側の意見と懲役〇年などの求刑）、弁護人の弁論（証拠調べの結果を踏まえた弁護人の意見）、被告人の意見陳述（被告人が最後に言いたいこと）、評議や判決があることを補足する。

2. 第1時・ワークシート①

刑事裁判とは？

●「証拠裁判主義」

刑事裁判手続は、無実の人を罰しないように、真実を発見するために、厳しい手続になっています。そのため、思い込みや感情をできるだけ排除しなければなりません。そこで、裁判では、裁判上で提出された証拠、証人や被告人の発言にのみ基づいて事実を認定し、有罪・無罪を決定し、量刑を決定しています。これを、証拠裁判主義といいます。

●「無罪推定」

無罪推定とは、刑事上の罪に問われている人は、法律に基づいて有罪とされるまでには、無罪と推定される権利があることを指します。

そのため、被告人を有罪とするためには、検察官が合理的な疑いをはさむ余地がないほどに証拠によって証明しなければなりません。その証明ができない場合、裁判所は、被告人に対し、無罪を言い渡さなければなりません。被告人・弁護人が無罪の証明をする必要はありません。

●刑事裁判の登場人物

「裁判官」…被告人の有罪・無罪、刑の程度を決定する人。

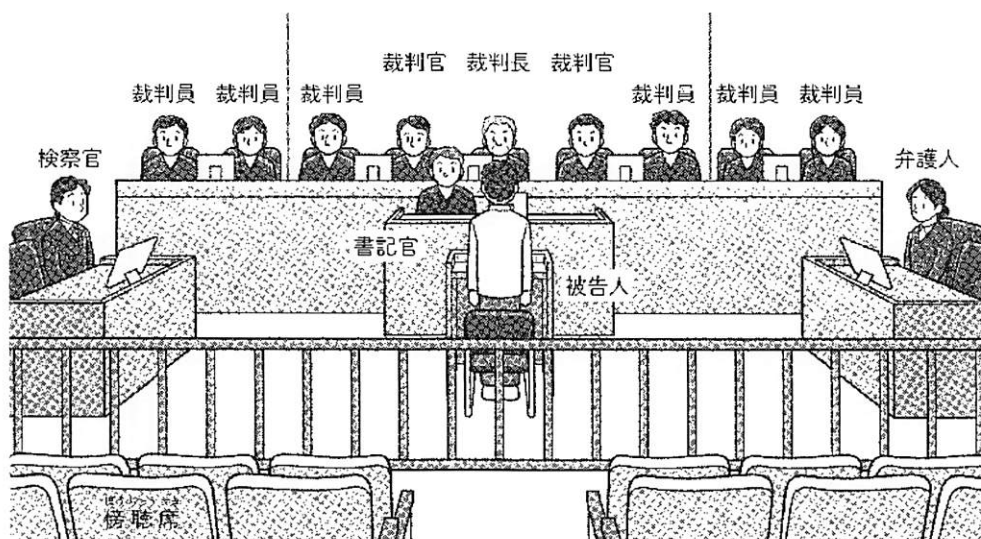
「裁判員」…裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪、刑の程度を決定する人。

「被告人」…裁判を受ける人。

「証人」…事件について知っていることを証言する人。

「検察官」…被告人の処罰を求める人。

「弁護人」…被告人の利益を守る活動をする人。



第1時・ワークシート②

刑事裁判の流れ

冒頭 手続	人定質問	裁判官が被告人に名前・住所などを聞き、人違いでないことを確かめます。
	起訴状朗読	検察官が起訴状を朗読します。 *起訴状＝被告人がやったと疑われていること（公訴事実）が書かれています。この公訴事実が裁判で調べられる事件の要点になります。
	黙秘権等の告知	裁判官が被告人に黙秘権等を伝えます。 *黙秘権＝言いたくないことは言わなくてもいいし、言わなくてもそのことだけで被告人に不利益に扱われない権利。
	罪状認否	被告人と弁護人が公訴事実（公訴事実）に間違いがないかなどについて答えます。
証拠調べ 手続	冒頭陳述	証拠によって証明しようとすることを検察官（と弁護人）が言います。
	検察官による証拠調請求	証拠の例・被告人や被害者などが話したことをまとめた供述調書 ・事件現場の状況や写真をまとめた実況見分調書 ・被害者などが裁判で被害にあった様子などを話す証言
	証拠調請求に対する意見	検察官が調べてほしいという証拠を裁判に出すことについて、被告人側が意見を言います。 *被告人側の同意など、条件をクリアしたものしか証拠として裁判に出せません。
	証拠決定	裁判に証拠として出すことを裁判官が認めます。
	証拠調べ	書面の証拠を読み上げたり、証人尋問（証言をしてもらう手続）をしたりします。
	被告人側の立証	被告人側も証拠を出すことがあります。
	被告人質問	証人尋問と同じ方法で被告人が事件のことを話します。
弁論 手続	論告・求刑	裁判のまとめや被告人にふさわしい刑罰の種類・重さについての検察官の意見
	弁論	裁判のまとめ（や被告人にふさわしい刑罰の種類・重さ）についての弁護人の意見
	被告人の最終陳述	被告人が言いたいことを言う最後のチャンス
	結審	以上で審理（事件の中身を調べる手続）が終了します。
評議・評決	裁判官（や裁判員）が事件に話し合っ、判決の内容（有罪か無罪か、有罪ならどんな刑にするか）を決めます。	

第1時・ワークシート③

コンビニ事後強盗致傷事件 模擬裁判

～あらすじ～

今回の事件は、被告人とされた大学生が、「コンビニで万引きをして店員を怪我させた」という事後強盗致傷事件です。事後強盗致傷とは、万引きなどの窃盗の後に、盗んだ物の取り返しを防いだり、逮捕を免れたりする等のために、暴行や脅迫をして、相手を怪我させるという犯罪です。

検察官は、警察に捕まった大学生が犯人であるとしています。大学生と弁護人は、犯人ではないと言っています。大学生は、被告人として刑事裁判を受けることになりました。

【冒頭手続】

■人定質問

裁判長：開廷します。被告人は、証言台のところに立ってください。

名前は何と言いますか。

被告人：前田淳史です。

裁判長：生年月日はいつですか。

被告人：平成9年3月27日生まれの21歳です。

裁判長：本籍はどこですか。

被告人：仙台市緑区いしのまき3丁目5番です。

裁判長：住所はどこですか。

被告人：東京都新宿区中池袋9丁目5番1号です。

裁判長：職業は何ですか。

被告人：大学生です。

裁判長：では、被告人に対する事後強盗致傷被告事件についてこれから審理します。

■起訴状の朗読

裁判長：まず、検察官から起訴状の朗読がありますから、聞いてください。

(検察官、起立する)

第1時・ワークシート④

検察官：起訴状を読み上げます。公訴事実。被告人は、平成30年3月25日午前1時15分ごろ、東京都新宿区中池袋1丁目2番2号のコンビニエンスストア中池袋店店内において、「おぼけベルト」1個、「おぼけバック」1個、「おぼけメガネ」1個を万引きして盗み、店外に出たところ、これに気付いた店員の沢井景子さん（当時22歳）に逮捕されそうになったので、逮捕されないようにするために、右手の握りこぶしで沢井さんの顔面を数回殴りつける暴行を加え、沢井さんに全治2か月の顔面骨折を負わせました。罪名及び罰条。事後強盗致傷、刑法第238条、第240条。

以上について、審理をお願いします。

（検察官、着席する）

■黙秘権の告知等

裁判長：ここで被告人に説明をしておくことがあります。被告人には黙秘権という権利があります。これは、言いたくないことは言わなくてもよいという権利です。質問があっても、最初から最後まで黙っていることもできれば、答えたくない質問に対してだけ答えないということもできます。

もちろん、法廷で発言をすることもできますが、その場合、被告人に対して有利であれ不利であれ、証拠になりますから注意してください。分かりましたか。

被告人：はい。

■被告事件に対する陳述（罪状認否）

裁判長：では、その上でお聞きしますが、今検察官が読んだ起訴状の事実について何か言いたいことはありますか。

被告人：私は犯人ではありません。私はやっていません！

裁判長：弁護人のご意見はいかがですか。

弁護人：被告人が述べた通り、被告人は犯人ではありません。被告人は無罪です！

裁判長：被告人は、元の席に戻ってください。

（被告人、着席する）

6 第1時・ワークシート⑤

【証拠調べ手続】

■検察官の冒頭陳述

裁判長：それでは、ここから証拠調べの手続に入ります。

まず、検察官から、冒頭陳述、言い換えると、証拠によって証明しようとする事実、本件の争点、証拠調べの着眼点などについての説明をしてください。

(検察官、起立する)

検察官：まず、検察官が起訴している事実のあらましをお話しします。

被告人は、平成30年3月25日午前1時15分ごろ、東京都新宿区中池袋1丁目2番2号にあるコンビニエンスストア中池袋店を訪れ、陳列中の「おばけベルト」1個、「おばけバック」1個、「おばけメガネ」1個をリュックサックに入れて万引きして盗み、代金を支払わずに外に出ました。しかし、これに気付いた店員の沢井景子さんが店外まで追いかけて、店舗から10メートル先の路上で、被告人の肩をたたいて声をかけると、被告人は、逮捕されないために、右手の握りこぶしで沢井さんの顔面を数回殴る暴行を加えました。その結果、沢井さんは、全治2か月の顔面骨折を負いました。

さて、私は、今、被告人が犯人であるということでお話ししましたが、被告人は、自分は犯人ではないと言って争っています。

検察官は、これから行われる証拠調べにおいて、被告人が犯人であることを証拠によって明らかにしていきます。

その際、みなさんに注目してほしい二つのポイントがあります。

一つ目のポイントは、本件犯行時、被告人が犯人として目撃されているということです。この後、逮捕時に着用していた被告人の服装、逮捕時に被告人が負っていた右手こぶしの怪我の写真、防犯ビデオの映像をよく見て、また沢井さんの話をよく聞いていただきたいと思います。

二つ目のポイントは、被告人が、本件犯行から約30分後の午前1時45分ごろ、コンビニエンスストアから約2キロメートルしか離れていない中池袋8丁目25番3号付近の路上で逮捕されたとき、盗まれた商品を持っていたということと、その商品を持っていた経緯について被告人が合理的な説明ができないことです。盗まれた「おばけベルト」、「おばけバック」、「おばけメガネ」にはみな値引きシールが貼られていましたが、逮捕時に、被告人の持っていたリュックサックの中から、開封されていない、盗まれたものと同じ値引きシールが貼られた同じ商品名の商品が、盗まれたのと同じ個数発見されました。このことを、これからの証拠調べの中で明らかにしていきます。

(検察官、着席する)

第1時・ワークシート⑥

■弁護人の冒頭陳述

裁判長：続いて、被告人からも冒頭陳述をしてください。

(被告人、起立する)

被告人：被告人から、被告人側の主張と、証拠調べで着目してほしいポイントをお話します。

被告人は犯人ではありません。

被告人は、平成30年3月25日午前1時ごろ、新宿区中池袋6丁目のアルバイト先でアルバイトを終えて、中池袋9丁目の自宅にまっすぐ歩いて帰っていたら、午前1時45分ごろ、中池袋8丁目25番3号付近の路上に差し掛かったところで、いきなり警察官に人遣いで逮捕されてしまっただけなのです。

これから行われる証拠調べでは、みなさんに、次の三つの疑問をもちながら証拠を見たり話を聞いたりしてほしいと思っています。

第一に、防犯ビデオに写っていたのが本当に被告人なのか、沢井さんの目撃したのが本当に被告人なのかということです。

第二に、被告人が逮捕時に持っていた「おぼけベルト」、「おぼけバック」、「おぼけメガネ」が、本当に盗まれた商品と同一のものかということです。

第三に、被告人の右手こぶしの怪我がどうしてできたのかということです。

この後、被告人も、自らの口で、これらの疑問に対する説明を行います。みなさん、どうか被告人の言葉に耳を傾けてください。

被告人は犯人ではありません。被告人は無罪です。

(被告人、着席する)

8 第1時・ワークシート⑦

■証拠書類の取調べ

裁判長：ここから証拠調べの中身に入っていきます。

まず、証拠書類を取り調べます。検察官、どうぞ。

(検察官、起立する)

検察官：1 通目の証拠書類は、本件関係場所の地図です。

本件犯行のあったコンビニエンスストア、被告人の自宅、被告人のアルバイト先、被告人が逮捕された場所の位置関係が示してあります。コンビニエンスストアから被告人が逮捕された場所までは約2キロメートル、コンビニエンスストアからアルバイト先までは、約1キロメートルの距離です。

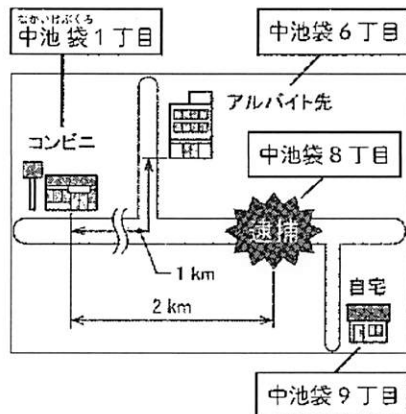
2 通目の証拠書類は、防犯ビデオの映像をプリントアウトした写真です。

中央に、黒いジャケットと青いジーンズを着た犯人の姿が映っています。右下には、撮影時刻午前1時15分と示されています。

3 通目の証拠書類は、被告人の逮捕時、右手を撮影した写真です。

右手こぶしが赤く腫れあがっています。

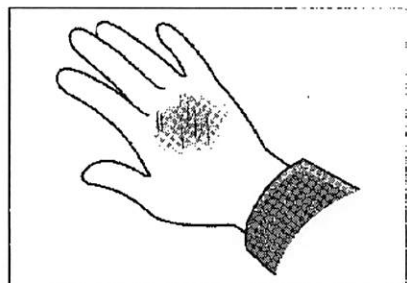
■周辺地図



■防犯カメラの映像



■手の怪我



9. 第1時・ワークシート⑧

4 通目の証拠書類は、被告人逮捕時の状況を撮影した写真です。

被告人は、黒いジャケットと青いジーンズを着ています。右下には、撮影時刻午前1時45分と示されています。

5 通目の証拠書類は、コンビニエンスストアで盗まれた商品と同種の商品を販売している様子を撮影した写真です。

商品には、30パーセント引きの値引きシールが貼ってあります。

■証拠物の取調べ

裁判長：次に、証拠物を取り調べます。検察官、どうぞ。

検察官：これらは、逮捕時に被告人が持っていた、おばけベルト1個、おばけバック1個、おばけメガネ1個です。いずれにも、30パーセント引きの値引きシールが貼ってあります。

(検察官は、商品を(手に持っているつもりで)高く掲げ、みなに見せる動作をする)

(検察官、着席する)

■証人尋問

裁判長：次に、沢井景子さんに対する証人尋問を行います。

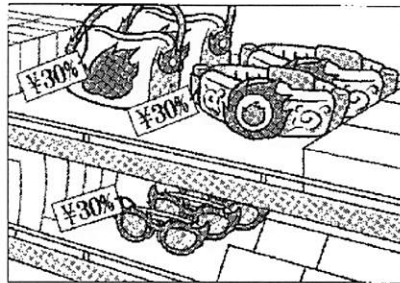
証人は、証言台のところに立ってください。

(証人、証言台の前に立つ)

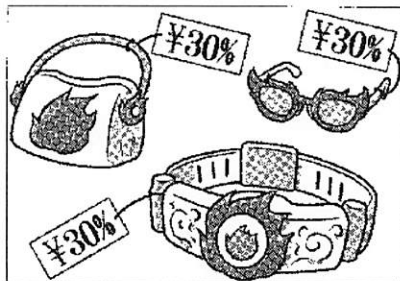
■被告人の逮捕時の状況



■商品の販売状況



■被告人の逮捕時の所持品



10 第1時・ワークシート⑩

裁判長：名前は何と言いますか。

証人：沢井景子です。

裁判長：生年月日や住所は、書いていただいた証人カードの通りですね。

証人：はい。

裁判長：今から、あなたに真実を語るという意味の宣誓をしてもらいます。宣誓のあと、わざと嘘を証言すると、偽証罪という犯罪になりますので、ご注意ください。では、宣誓書を読み上げてください。

(証人、紙を手を持つ(フリをする))

証人：宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

裁判長：それでは、検察官から質問してください。

(検察官、起立する)

検察官：あなたは、事件の起きた3月25日午前1時15分ごろ、どこにいましたか。

証人：事件のあったコンビニでアルバイトをしていました。

検察官：そのとき、あなたは何か見ましたか。

証人：男の人が万引きするのを見ました。

検察官：その男はどのような動きをしたのですか。

証人：おばけベルト、おばけバック、おばけメガネをリュックの中に入れていました。

検察官：そのとき、あなたと男とはどのくらいの距離がありましたか。

証人：20メートルくらいです。

検察官：あなたの視力はいくつですか。

証人：1.2です。

検察官：おばけベルト、おばけバック、おばけメガネには、何か特徴はありましたか。

証人：それらは季節商品だったのですが、季節が過ぎてしまったので、30パーセントの値引きシールを貼って販売していました。

検察官：あなたは、男が万引きするのを見て、何かしましたか。

証人：その男の人は、お金を払わないでお店の外に出て行ってしまったので、あわてて後を追いかけて、男の人の肩をたたき「お客さん、お金払ってないですよ」と声をかけました。

検察官：そうしたら、何が起きましたか。

証人：その男は振り向きざまにいきなり私の顔を右手のこぶしでものすごい力で何回か殴ってきました。

検察官：殴られてあなたはどうなりましたか。

証人：殴られた衝撃で、その場に倒れこんでしまいました。

検察官：男はそのあとどうしましたか。

証人：猛ダッシュで逃げていきました。

検察官：あなたを殴った男は、どのような服を着ていましたか。

証人：上は黒いジャケット、下は青いジーンズを履いていました。手には、青色のリュックを持っていました。

検察官：男の体形や顔はどうでしたか。

第1時・ワークシート⑩

証人：太っても痩せてもいませんでした。顔は丸顔だったと思います。

検察官：身長はどのくらいでしたか。

証人：私より少し背が高く、170センチくらいだと思います。

検察官：あなたを殴った男は、この法廷の中にいますか。

証人：はい。

検察官：その人を指さしてください。

証人：あそこに座っている被告人です！間違いありません！

(証人、被告人を指さす)

検察官：以上です。

(検察官、着席する)

裁判長：それでは、弁護士、どうぞ。

(弁護士、起立する)

弁護士：あなたは、事件のあった日、何時から何時までが勤務時間でしたか。

証人：本当は10時から19時までの予定でした。でも、私の後のアルバイトの子が急に休んでしまって。午前3時まで仕事をしていました。

弁護士：大変でしたね。お疲れの上に、こんな被害にまであってしまって。

証人：まさか後の子が休むと思わなくて、前の日遅くまでDVDを見ていましたし。我慢できずついウトウトするくらい疲れていました。

弁護士：話は変わりますが、その男はどのような格好をしていたのですか。

証人：黒いジャケット、青いジーンズに、青いリュックです。

弁護士：黒いジャケット、青いジーンズ、青いリュックというのは、男性のごくありふれた格好ですね。もっと詳しく説明していただけますか。

証人：……。

弁護士：あなたは男の顔を見ましたか。

証人：男がリュックに商品を入れているとき、横顔を見ました。

弁護士：男は頭に何かかぶっていませんでしたか。

証人：ツバのある黒い帽子をかぶってました。

弁護士：そうすると、ツバのある黒い帽子をかぶった男の横顔を見たのですね。

証人：はい。

弁護士：正面は見ていないのですか。

証人：……は、はい。でも、それはいきなり殴られたから！

弁護士：なるほど。男の顔をじっくり見る時間はなかったのですね。

証人：まあ……、そうです。

弁護士：男に殴られたのは、どのあたりですか。

証人：コンビニから出て、10メートルくらい離れた路上です。

弁護士：そこに街灯はありましたか。

証人：ありましたけど……、チカチカしていたと思います……。

弁護士：おばけベルト、おばけバック、おばけメガネは、中池袋店でしか売っていないのですか。

第1時・ワークシート⑪

証人：私の働いているコンビニチェーンの限定商品ですから、それ以外では売っていません。

弁護人：商品に貼ってあった値引きシールは、中池袋店でしか貼られていないのですか。

証人：季節商品なので、同じコンビニチェーンなら別のお店でも貼っていたと思います。

弁護人：あなたの働いているコンビニチェーンは、全国にどのくらいの数の店舗があるのですか。

証人：4000店くらいです。

弁護人：終わります。

(弁護人、着席する)

裁判長：はい、それでは証人尋問を終わります。

(証人、傍聴席に戻る)

第1時・ワークシート⑫

■被告人質問

裁判長：被告人質問を行います。被告人は証言台のところに立ってください。
では、弁護人から質問してください。

(弁護人、起立する)

弁護人：今回の事件について、あなたは全く身に覚えがないのですね。

被告人：はい、そうです。全く身に覚えがありません！

弁護人：あなたが逮捕された3月25日午前1時45分より前の、あなたの行動を教えてください。

被告人：24日夕方から、中池袋6丁目のアルバイト先で仕事でした。

弁護人：それから、どうしましたか。

被告人：25日午前1時ごろ、アルバイトが終わったので、ゲームをしようと思って、中池袋9丁目の家にまっすぐ帰っていました。

弁護人：帰宅途中、何かありましたか。

被告人：ちょうどアルバイト先と自宅の間地点あたりになる中池袋8丁目の路上で警察官に呼び止められて、職務質問をされました。

弁護人：そうしたら、警察官にリュックの中身を見せろと言われたのですね。

被告人：はい。自分から進んでリュックを開けて中身を見せました。

弁護人：警察官は何か言いましたか。

被告人：「これはどこで買ったのか」、「犯人と特徴が一致してるんだぞ」とかいろいろ言われました。自分は何もしてないと説明したんですが、警察署になかば無理やり連れていかれてしまいました。

弁護人：あなたは、おばけベルト、おばけバック、おばけメガネをどこで手に入れたのですか。

被告人：前日の24日に、親友からもらいました。

弁護人：あなたの誕生日はいつですか。

被告人：プレゼントをもらった3日後の3月27日です。

弁護人：あなたの手の怪我はどうしたのですか。

被告人：3月24日のアルバイト中に転んで、手を打ち付けたときのものです。

弁護人：その日、あなたは帽子をかぶっていましたか。

被告人：いいえ、かぶっていません。

弁護人：最後に、何か言いたいことはありますか。

被告人：私は、絶対に何もしていません！

(弁護人、着席する)

裁判長：では、検察官どうぞ。

(検察官、起立する)

検察官：あなたにおばけベルトなどをくれた親友の名前を教えてください。

被告人：迷惑をかけたくないので、言えません……。

検察官：親友の名前が分かれば、その親友に本当のことを証言してもらって、すぐに無罪になるかもしれないのに、それでも言えませんか。

被告人：……。でも、迷惑をかけるから、言えません。

14 第1時・ワークシート⑬

検察官：それでも親友と言えるのですか。

被告人：……。

検察官：その親友というのはどういう人なのですか。

被告人：えーとその……、2～3 か月ぐらい前だったかに知り合った、同じくらいの年の子で……、遠くに住んでいて……。

検察官：おばけベルトなどは親友からのせっかくのプレゼントなのに、あなたは開封しなかったのですか。

被告人：はい、していません……。開ける機会がなかったのです。

検察官：おばけベルトなどをもらったとき、プレゼント用の包装はされていたのですか。

被告人：いえ、されていませんでした。

検察官：あなたの右手の怪我は、どのように転んでできたのですか。

被告人：後ろに転んで、手の甲側を打ち付けてしまいました。

検察官：手のひら側を打ち付けたのではないのですか。

被告人：はい。

検察官：終わります。

(検察官、着席する)

裁判長：それでは被告人質問を終わります。

(被告人、元の席に戻る)

裁判長：では、以上で証拠調べ手続きを終わります。

第1時・ワークシート⑭

裁判員役チェックシート

被害者の言ったこと	被告人の言ったこと
<p>①万引きの様子から (見ていた 見ていない)。</p>	<p>①「おばけベルト」などは (コンビニから盗んだ 最近知り合った友達にもらった)。</p>
<p>②万引きをしていた男性の肩をたたき、声 をかけたら、 (いきなり 会話をしてから) 殴られた。</p>	<p>②怪我している部分は (手の甲 手のひら)であり、 (転んだ 人を殴った)ことが原因で怪 我をした。</p>
<p>③犯人の特徴を (覚えている 覚えていない 曖昧である)。</p>	<p>③捕まった当時帽子を (かぶっていた かぶっていない)。</p>
<p>④男性は帽子をかぶっており、帽子を (深く 浅く) かぶっていた。</p>	<p>④捕まった時間は、犯行があった時間から (30分後 1日後) で、捕まった場所は、犯行があった場所 から</p>
<p>⑤犯行があった日は (眠かった 眠くなかった)。</p>	<p>(20キロ 2キロ)ほど離れた場所 である。</p>
<p>⑥男性に声をかけた場所は (店内 店外) で、街灯は (はっきり チカチカ)していた。</p>	<p>⑤プレゼントは (開封していた 開封していない)。 ⑥プレゼントしてもらった友達の名前は (言える 言えない)。</p>

第2時

評議を行い、論理的思考・議論のルールを学ぼう

1 本時の目標

1. 思い込みや感情ではなく、証拠や事実に基づいて道筋を立てて考える論理的思考ができるようになる。
2. 自分とは相反する立場の意見を踏まえて結論を出すことで、討論、議論のルールを理解し、問題解決能力を身に付ける。
3. 模擬裁判を経て学習した論理的思考・議論のルールを、実社会においても見解が対立する諸課題の解決に活かしていこうとする意欲をもつ。

段階	学習活動	指導上の留意点
展開(2) 【25分】	<p>【ワークシートを配布】</p> <p>○4人から6人程度のグループを作る。</p> <p>○まず、各生徒が自分の考えとその理由を発表する。その後、グループ内で、「被告人が犯人といえるか」を話し合い、グループの意見を決める。</p> <p>○有罪もしくは無罪に傾く決め手と考えた、「争いがない事実」（検察官も弁護人も争っていない客観的な事実）、被害者の証言、被告人の供述を付箋等の用紙に記入する。そして、グループごとに、配布された模造紙に、付箋を貼っていく。</p>	<p>★討論・議論をする際のルール（自分の意見を言うこと、相手の話を聞くこと、自分の主張を、道筋を立てて、明確に分かりやすく正確に伝えること）を説明する。</p> <p>★第1時・ワークシート⑦⑧の検察官の証拠も確認させる。</p> <p>★証人（被害者）と被告人の証言が信用できるかどうかを検討させる。</p> <p>★各グループにワークシートの書式が記載された模造紙と付箋を配る。</p> <p>★模造紙に付箋を貼る際に、付箋を貼る位置は、他の生徒の意見を聞いた上で途中で動かしてもよいこと、似た内容の付箋を近くにまとめて貼ること等を注意喚起する（「KJ法」と呼ばれる手法である）。</p> <p>★一つの理由のみから「被告人が犯人かどうか」を決めるのではなく、複数の理由から決めさせるように促す。こうすることによって、物事を多面的に分析することの重要性を理解させる。</p>
展開(3) 【20分】	<p>○グループごとに模造紙を用いて発表する。</p> <p>○各グループの発表を聞き、自分の考え、グループの考えと照らし合わせる。</p>	<p>★結論に至った理由として、検察官の証拠、被害者の証言や被告人の供述をどう考えたか（信用できたのか、なぜ信用できないと考えたのかなども含めて）も発表させる。</p>

まとめ 【5分】	○先生からまとめの話を聞く。	★本模擬裁判には唯一の正解が存在するわけではなく、有罪・無罪どちらにもなり得ることを伝える。 ★本模擬裁判で体験した論理的思考が、実社会においても見解が対立する諸課題の解決に活かすことができることを示唆する。
-------------	----------------	---

第2時・ワークシート

	有 罪	無 罪
目撃者		
被害者		
手の怪我		
その他		

【証拠・事実の分類例】

	有罪	無罪
目撃	<p>●被告人は、犯行があったわずか30分後、被害のあった店から約2キロしか離れていない路上において、店から通報を受けた警察官に発見されている。 →犯行直後に店の近くにいたのであれば、被告人が犯行を行うことは可能であった。</p> <p>●被告人は、被害者である沢井さんの供述と同じ格好をしていた。 →犯行があった直後に犯人と同じ格好をしていたのであれば、被告人が犯人である可能性が高い。</p> <p>●沢井さんに確認したところ、被告人が犯人に間違いないと述べた。 →犯人の目撃者が被告人を犯人と言っており、被告人が犯人である可能性が高い。</p>	<p>●被告人は、犯行があった僅か30分後、被害のあった店から約2キロしか離れていない路上において、店から通報を受けた警察官に発見されている。 →被告人が本当に犯人であれば、捕まらないようもっと早く、遠くに逃げているはずであるから、被告人が反にとは言えない。</p> <p>●犯人と被告人の格好は、ある程度共通しているが、帽子がない点が異なっている。 →帽子をかぶっていなかった被告人を犯人と断定できない。</p> <p>●防犯カメラにも犯人らしき人物は映っているが、映像は不鮮明である。 →防犯カメラに写っている人物が、被告人であるということとはできない。</p> <p>●目撃した沢井さんは、眠気がある状態で、さらに犯人の顔を一瞬しか見ておらず、顔をはっきりと覚えてはいない。 →沢井さんが犯人の顔をちゃんと目撃できていたか疑わしい。</p> <p>●男性に声をかけた場所は店外で、該当はチカチカしていた。 →沢井さんが犯人の顔をちゃんと目撃できていたか疑わしい。</p>
被害品	<p>●被告人が持っていたリュックサックの中には、開封されていない、店から盗まれたものと同じ商品名で、同じシールの貼られた商品が、盗まれたのと同じ個数入っていた。 →プレゼントが未開封なのは不自然であり、同じ商品を同じ個数持っていたとすれば、被告人が持っていたものが盗まれた商品と同一である可能性が高い。</p>	<p>●店から盗まれたものと同じ商品名で、シールの貼られた商品が、盗まれたのと同じ個数というだけでは、被告人が持っていたものが事件のあった店から盗まれたものであるとは断定できない。友達が事件のあった店で購入した可能性もあり得る。 →被告人が持っていた物が盗まれた商品とは別のものである可能性がある。</p>

	<p>●被告人は、プレゼントしてもらった友達の名前を言わない。 →プレゼントされたという供述の裏付けがなく、盗んだ商品であることを隠す言い訳である可能性が高い。</p>	<p>●被告人が持っていた物は、友達からもらった。 →被告人が持っていた物が盗まれた商品とは別の物である可能性がある。友達に迷惑をかけたくないという気持ちを持つことは自然であり、言い訳とは考えにくい。</p>
手の怪我	<p>●被告人は、手をけがしていた。 →犯人の怪我と一致しており、被告人が犯人である可能性が高い。</p>	<p>●被告人の手の怪我は、逮捕される前にバイト先のドアで挟んでできた怪我である。 →沢井さんを殴ってけがをしたものではない。</p> <p>●手を怪我していたところが手の甲に近い部分であり、拳で人を殴って怪我をするところではない。 →被告人の怪我が、沢井さんを殴って怪我をしたものとは言えない。</p>
その他		

模擬裁判シナリオ

【冒頭手続】

■人定質問

裁判長：改定します。被告人は、証言台のところに立ってください。

名前は何と言いますか。

被告人：前田淳史です。

裁判長：生年月日はいつですか。

被告人：平成9年3月27日生まれの22歳です。

裁判長：本籍はどこですか。

被告人：仙台市緑区いしのまき3丁目5番です。

裁判長：住所はどこですか。

被告人：福岡県久留米市久留米町9丁目5番1号です。

裁判長：職業は何ですか。

被告人：大学生です。

裁判長：では、被告人に対する事後強盗致傷被告事件についてこれから審理します。

■起訴状の朗読

裁判長：まず、検察官から起訴状の朗読がありますから、聞いてください。

(検察官、起立する)

検察官：起訴状を読み上げます。控訴事実。被告人は、平成31年3月25日午前1時15分ごろ、福岡県久留米市久留米町1丁目2番2号のコンビニエンスストア久留米店店内において、「おぼけベルト」1個、「おぼけバッグ」1個、「おぼけメガネ」1個を万引きして盗み、店外に出たところ、これに気付いた同店店員の沢井景子（当時22歳）に発見され、逮捕されそうになったことから、逮捕を免れる目的で、同人に対し、右手拳で同人の顔面を複数回殴りつける暴行を加え、同人に全治2か月の顔面骨折の傷害を負わせたもので

ある。罪名及び罰条。事後強盗致傷、警報第238条、第240条。

以上について、審理をお願いします。

(検察官、着席する)

■黙秘権の告知等

裁判長：ここで被告人に説明をしておくことがあります。被告人には黙秘権という権利があります。これは、言いたくないことは言わなくてもよいという権利です。質問があっても、最初から最後まで黙っていることもできれば、答えたくない質問に対してだけ答えないということもできます。

もちろん、法廷で発言をすることもできますが、その場合、被告人に対して有利であれ不利であれ、証拠になりますから注意してください。分かりましたか。

被告人：はい。

■被告事件に対する陳述（罪状認否）

裁判長：では、その上でお聞きしますが、今検察官が読んだ起訴状の事実について何か言いたいことはありますか。

被告人：私は犯人ではありません。私はやっていません！

裁判長：弁護人のご意見はいかがですか。

弁護人：被告人が述べた通り、被告人は犯人ではありません。被告人は無罪です！

裁判長：被告人は、元の席に戻ってください。

(被告人、着席する)

【証拠調べ手続】

■検察官の冒頭陳述

裁判長：それでは、ここから証拠調べの手続に入ります。

まず、検察官から、冒頭陳述、言い換えると、証拠によって証明しようとする事実、本件の争点、証拠調べの着眼点などについての説明してください。

(検察官、起立する)

検察官：まず、検察官が起訴している事実のあらましをお話しします。

被告人は、平成31年3月25日午前1時15分ごろ、福岡県久留米市久留米町1丁目2案2号にあるコンビニエンスストア久留米店を訪れ、陳列中の「おぼけベルト」1個、「おぼけバッグ」1個、「おぼけメガネ」1個、をリュックサックに入れて万引きして盗み、代金を支払わずに外に出ました。しかし、これに気付いた店員の沢井景子さんが店外まで追いかけて、店舗から10メートル先の路上で、被告人の方を叩いて声をかけると、被告人は、逮捕されないために、右手の握りこぶしで沢井さんの顔面を数回殴る暴行を加えました。その結果、沢井さんは、全治2か月の顔面骨折を負いました。

さて、私は、今、被告人が犯人であるということでお話ししましたが、被告人は、自分は犯人ではないと言って争っています。

検察官は、これから行われる証拠調べにおいて、被告人が犯人であることを証拠によって明らかにしていきます。

その際、皆さんに注目してほしい二つのポイントがあります。

一つ目のポイントは、本件犯行時、被告人が犯人として目撃されているということです。この後、逮捕時に着用していた被告人の服装、逮捕時に被告人が負っていた右手こぶしの怪我の写真、防犯ビデオの映像をよく見て、また沢井さんの話をよく聞いていただきたいと思います。

二つ目のポイントは、被告人が、本件犯行から約30分後の午前1時45分ごろ、コンビニエンスストアから約2キロメートルしか離れていない久留米町8丁目25番3号付近の路上で逮捕されたとき、盗まれた商品を持っていたということと、その商品を持っていた経緯について被告人が合理的な説明ができないでいることです。盗まれた「おぼけベルト」、「おぼけバッグ」、

「おぼけメガネ」にはみな値引きシールが貼られていましたが、逮捕時に、被告人の持っていたリュックサックの中から、開封されていない、盗まれたものと同じ値引きシールが貼られた同じ商品名の商品が、盗まれたのと同じ個数発見されました。このことを、これからの証拠調べ手続の中で明らかにしていきます。

(検察官、着席する)

■弁護人の冒頭陳述

裁判長：続いて、弁護人からも冒頭陳述をしてください。

(弁護人、起立する)

弁護人：弁護人から、被告人側の主張と、証拠調べで着目してほしいポイントをお話しします。

被告人は犯人ではありません。

被告人は、平成31年3月25日午前1時ごろ、久留米市久留米町6丁目のアルバイト先でアルバイトを終えて、久留米町9丁目の自宅にまっすぐ歩いて帰っていたら、午前1時45分ごろ、久留米町8丁目25番3号付近の路上に差し掛かったところで、いきなり警察官に人違いで逮捕されてしまっただけなのです。

これから行われる証拠調べでは、みなさんに、次の三つの疑問をもちながら証拠を見たり話を聞いたりしてほしいと思っています。

第一に、防犯ビデオに映っていたのが本当に被告人なのか、沢井さんの目撃したのが本当に被告人なのかということです。

第二に、被告人が逮捕時に持っていた「おぼけベルト」、「おぼけバッグ」、「おぼけメガネ」が、本当に盗まれた商品と同一のものかということです。

第三に、被告人の右手こぶしの怪我がどうしてできたのかということです。

この後、被告人も、自らの口で、これらの疑問に対する説明を行います。

みなさん、どうか被告人の言葉に耳を傾けてください。

被告人は犯人ではありません。被告人は無罪です。

(弁護人、着席する)

■証拠書類の取調べ

裁判長：ここから証拠調べの中身に入っていきます。

まず、証拠書類を取調べます。検察官、どうぞ。

(検察官、起立する)

検察官：1通目の証拠書類は、本件関係場所の地図です。

本件犯行のあったコンビニエンスストア、被告人の自宅、被告人のアルバイト先、被告人が逮捕された場所の位置関係が示してあります。コンビニエンスストアから被告人が逮捕された場所までは約2キロメートル、コンビニエンスストアからアルバイト先までは、約1キロメートルの距離です。

2通目の証拠書類は、防犯ビデオの映像をプリントアウトした写真です。

中央に、黒いパーカーと青いジーンズを着た犯人の姿が映っています。右下には、撮影時刻午前1時15分と示されています。

3通目の証拠種類は、被告人の逮捕時、右手を撮影した写真です。

右手こぶしが赤く腫れ上がっています。

4通目の証拠書類は、被告人逮捕時の状況を撮影した写真です。

被告人は、黒いパーカーと青いジーンズを着ています。右下には、撮影時刻午前1時45分と示されています。

5通目の証拠書類は、コンビニエンスストアで盗まれた商品と同種の商品を販売している様子を撮影した写真です。

商品には、30パーセント引きの値引きシールが貼ってあります。

■証拠物の取調べ

裁判長：次に、証拠物を取調べます。検察官、どうぞ。

検察官：これらは、逮捕時に被告人が持っていた、おぼけベルト1個、おぼけバッグ1個、おぼけメガネ1個です。いずれにも、30%引きの値引きシールが貼ってあります。

(検察官は、商品を高く掲げ、みんなに見せる動作をする)

(検察官、着席する)

■証人尋問

裁判長：次に、沢井景子さんに対する証人尋問を行います。

証人は、証言台のところに立ってください。

(証人、証言台の前に立つ)

裁判長：名前は何と言いますか。

証人：沢井景子です。

裁判長：生年月日や住所は、書いていただいた証人カードの通りですね。

証人：はい。

裁判長：今から、あなたに真実を語るという意味の宣誓をしてもらいます。宣誓のあと、わざと嘘を証言すると、偽証罪という犯罪になりますので、ご注意ください。では、宣誓書を読み上げてください。

(証人、紙を手を持つ)

証人：宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

裁判長：それでは、検察官から質問してください。

(検察官、起立する)

検察官：あなたは、事件の起きた3月25日午前1時15分ごろ、どこにいましたか。

証人：事件のあったコンビニでアルバイトをしていました。

検察官：そのとき、あなたは何か見ましたか。

証人：男の人が万引きするのを見ました。

検察官：その男はどのような動きをしたのですか。

証人：おぼけベルト、おぼけバッグ、おぼけメガネをリュックの中に入れていました。

検察官：そのとき、あなたは男とはどのくらいの距離がありましたか。

証人：6～7メートルくらいです。

検察官：あなたの視力はいくつですか。

証人：1.2です。

検察官：おぼけベルト、おぼけバッグ、おぼけメガネには、何か特徴はありましたか。

証人：それらは季節商品だったのですが、季節が過ぎてしまったので、30パーセントの値引きシールを貼って販売していました。

検察官：あなたが、男が万引きするのを見て、何かしましたか。

証人：その男の人は、お金を払わないでお店の外に出て行ってしまったので、あわててあとを追いかけて、男の人の肩を叩き「お客さん、お金払ってないですよね」と声をかけました。

検察官：そうしたら、何が起きましたか。

証人：その男は振り向きざまにいきなり私の顔を右手のこぶしでものすごい力で何回か殴ってきました。

検察官：殴られてあなたはどうなりましたか。

証人：殴られた衝撃で、その場に倒れこんでしまいました。

検察官：男はそのあとどうしましたか。

証人：猛ダッシュで逃げていきました。

検察官：あなたを殴った男は、どのような服を着ていましたか。

証人：上は黒いパーカー、下は青いジーンズを履いていました。手には、黒色の

リュックを持っていました。

検察官：男の体型や顔はどうでしたか。

証人：太っても痩せてもいませんでした。顔は丸顔だったと思います。

検察官：身長はどのくらいでしたか。

証人：私より少し背が高くて、170センチくらいだと思います。

検察官：あなたを殴った男は、この法廷の中にいますか。

証人：はい。

検察官：その人を指差してください。

証人：あそこに座っている被告人です！間違いありません！

（証人、被告人を指さす）

検察官：以上です。

（検察官、着席する）

裁判長：それでは、弁護人、どうぞ。

（弁護人、起立する）

弁護人：あなたは、事件のあった日、何時から何時までが勤務時間でしたか。

証人：本当は10時から19時までの予定でした。でも、私のあとのアルバイトの子が急に休んでしまって。午前3時まで仕事をしていました。

弁護人：大変でしたね。お疲れの上に、こんな被害にまであってしまって。

証人：まさかあとの子が休むと思わなくて、前の日遅くまでDVDを見ていましたし。我慢できずついウトウトするくらい疲れていました。

弁護人：話は変わりますが、その男はどのような格好をしていたのですか。

証人：黒いパーカー、青いジーンズに、黒いリュックです。

弁護人：黒いパーカー、青いジーンズ、黒リュックというのは、男性のごくありふれた格好ですね。もっと詳しく説明していただけますか。

証人：……。

弁護人：あなたは男の顔を見ましたか。

証人：男がリュックに商品を入れているとき、横顔を見ました。

弁護人：男は頭に何かかぶっていませんでしたか。

証人：キャップ型の黒い帽子をかぶっていました。

弁護人：そうすると、キャップ型の黒い帽子をかぶった男の横顔を見たのですね。

証人：はい。

弁護人：正面は見ていないのですか。

証人：……は、はい。でも、それはいきなり殴られたから！

弁護人：なるほど。男の顔をじっくり見る時間はなかったのですね。

証人：まあ……、そうです。

弁護人：男に殴られたのは、どのあたりですか。

証人：コンビニから出て、10メートルくらい離れた路上です。

弁護人：そこに街灯はありましたか。

証人：ありましたけど……、チカチカしていたと思います……。

弁護人：おぼけベルト、おぼけバッグ、おぼけメガネは、久留米店でしか売っていないのですか。

証人：私の働いているコンビニチェーンの限定商品ですから、それ以外では売っていません。

弁護人：では、そのコンビニチェーンのお店では売っているのですか。

証人：はい。

弁護人：商品に貼ってあった値引きシールは、久留米店でしか貼られていないのですか。

証人：季節商品なので、同じコンビニチェーンなら別のお店でも貼っていたと思います。

弁護人：あなたの働いているコンビニチェーンは、全国にどのくらいの数の店舗があるのですか。

証人：4000店くらいです。

弁護人：終わります。

（弁護人、着席する）

裁判長：は、それでは証人尋問を終わります。

（証人、傍聴席に戻る）

■被告人質問

裁判長：被告人質問を行います。被告人は証言台のところに立ってください。

では、弁護人から質問してください。

（弁護人、起立する）

弁護人：今回の事件について、あなたは全く身に覚えがないのですね。

被告人：は、そうです。全く身に覚えがありません！

弁護人：あなたが逮捕された3月25日午前1時45分より前の、あなたの行動を教えてください。

被告人：24日夕方から、久留米町6丁目のアルバイト先で仕事でした。

弁護人：それから、どうしましたか。

被告人：25日午前1時ごろ、アルバイトが終わったので、ゲームをしようと思って、久留米町9丁目の家にまっすぐに帰っていました。

弁護人：帰宅途中、何かありましたか。

被告人：ちょうどアルバイト先と自宅の中間地点あたりになる久留米町8丁目の路上で警察官に呼び止められて、職務質問をされました。

弁護人：そうしたら、警察官にリュックの中身を見せろと言われたのですね。

被告人：はい。自分から進んでリュックを開けて中身を見せました。

弁護人：警察官は何か言いましたか。

被告人：「これはどこで買ったのか」、「犯人と特徴が一致してるんだぞ」とか色々言われてしまいました。自分は何もしていないと説明したんですが、警察官に

なかば無理やり連れて行かれてしまいました。

弁護人：あなたは、おぼけベルト、おぼけバッグ、おぼけメガネをどこで手に入れたのですか。

被告人：前日の24日に、友人からもらいました。

弁護人：あなたの誕生日はいつですか。

被告人：プレゼントをもらった3日後の3月27日です。

弁護人：あなたの手の怪我はどうしたのですか。

被告人：3月24日のアルバイト中に、ドアで挟んだときのものです。

弁護人：その日、あなたは帽子をかぶっていましたか。

被告人：いいえ、かぶっていません。

弁護人：最後に、何か言いたいことはありますか。

被告人：私は、絶対に何もしていません！

（弁護人、着席する）

裁判長：では、検察官どうぞ。

（検察官、起立する）

検察官：あなたにおぼけベルトなどをくれた友人の名前を教えてください。

被告人：迷惑をかけたくないので、言えません……。

検察官：友人の名前がわかれば、その友人に本当のことを証言してもらって、すぐに無罪になるかもしれないのに、それでも言えませんか。

被告人：……。でも、迷惑をかけるから、言えません。

検察官：それでも友人と言えるのですか。

被告人：……。

検察官：その友人というのはどういう人なのですか。

被告人：えーとその……、2～3か月ぐらい前だったかに知り合った、同じくらいの年の子で……、遠くに住んでいて……。

検察官：おぼけベルトなどは友人からのせっかくのプレゼントなのに、あなたは開封しなかったのですか。

被告人：はい、していません……。開ける機会がなかったのです。

検察官：おぼけベルトなどをもらったとき、プレゼント用の包装はされていたのですか。

被告人：いえ、されていませんでした。

検察官：終わります。

（検察官、着席する）

裁判長：それでは被告人質問を終わります。

（被告人、元の席に戻る）

裁判長：では、以上で証拠調べ手続を終わります。

以上

起 訴 状

平成31年4月15日

久留米地方裁判所 殿

久留米地方検察庁

検察官 検事 有満 理奈子

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍	仙台市緑区いしのまき3丁目5番
住 所	久留米市久留米町9丁目5番1号
職 業	大学生

勾留中

前 田 敦 史

平成9年3月27日生

公 訴 事 実

被告人は、平成31年3月25日午前1時15分頃、福岡県久留米市久留米町1丁目2番2号コンビニエンスストア久留米店において、「おぼけベルト」1個、「おぼけバッグ」1個、「おぼけメガネ」1個を窃取し、店外に出たところ、これに気付いた同店店員の沢井景子（当時22歳）に発見され、逮捕されそうになったことから、逮捕を免れる目的で、同人に対し、右手拳で同人の顔面を複数回殴りつける暴行を加え、同人に全治2か月の顔面骨折の傷害を負わせたものである。

罪 名 及 び 罰 条

事後強盗致傷

刑法第238条、第240条

以上

はじめに

検察官

起訴している事実のあらまし

- 被告人は、平成31年3月25日午前1時15分頃、コンビニエンスストア中池袋店で、「おぼけベルト」1個、「おぼけバッグ」1個、「おぼけメガネ」1個をリュックサックに入れて万引きをした。
- 被告人の万引きに気付いた店員・沢井景子さんが店外まで被告人を追いかけ、被告人に声をかけた。すると、被告人は、逮捕されないために、右手の握りこぶしで沢井さんの顔面を数回殴る暴行を加えた。

皆さんに判断していただきたいこと

被告人が犯人かどうか

その判断のためによく見ていただきたいこと

犯行当時、被告人が犯人として目撃されていること

- 逮捕時の被告人の服装
- 逮捕時の被告人の怪我
- 防犯ビデオの映像
- 沢井さんの証言

被告人が本件犯行から約30分後、犯行現場から約2キロメートルしか離れていない場所で、盗まれた商品を持っていたこと

- 値引きシール
- 盗まれたのと同じ個数

冒頭陳述

弁護士

被告人は今回の事件の犯人ではありません。

被告人は、事件のあった日、アルバイト先から自宅にまっすぐ帰っていたところ、いきなり人違いで警察官から逮捕されてしまった。



証拠調べで着目してほしいポイント

防犯ビデオの映像と沢井さんの目撃供述について

- ・ビデオに写っていたのは本当に被告人なのか。
- ・沢井さんが目撃した人物は本当に被告人なのか。

被告人の所持品と被害品との関係について

- ・被告人が逮捕時に持っていた「おぼけベルト」・「おぼけバック」・「おぼけメガネ」は、本当に盗まれた商品と同一なのか。

被告人の右手こぶしの怪我について

- ・怪我はどのようにしてできたのか。

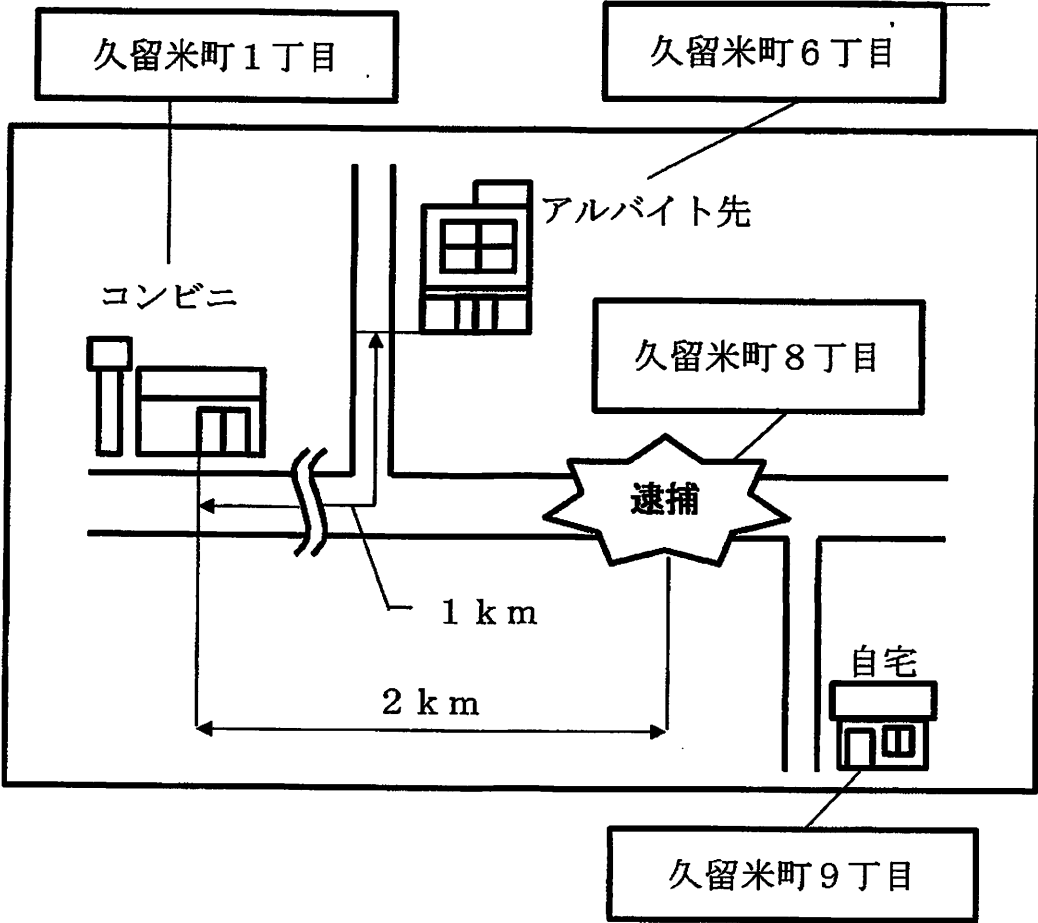
捜査報告書

平成31年3月25日

福岡県久留米中央警察署長
司法警察員 警視正 久留米 太郎 殿

福岡県久留米中央警察署
司法警察員 警部 久留米 次郎

平成31年3月25日、福岡県久留米市久留米町1丁目2番地2号コンビニエンスストア久留米店において発生した事後強盗致傷事件につき、現場周辺図の地図は以下のとおりである。



写真撮影報告書

平成31年3月25日

福岡県久留米中央警察署長

司法警察員 警視正 久留米 太郎 殿

福岡県久留米中央警察署

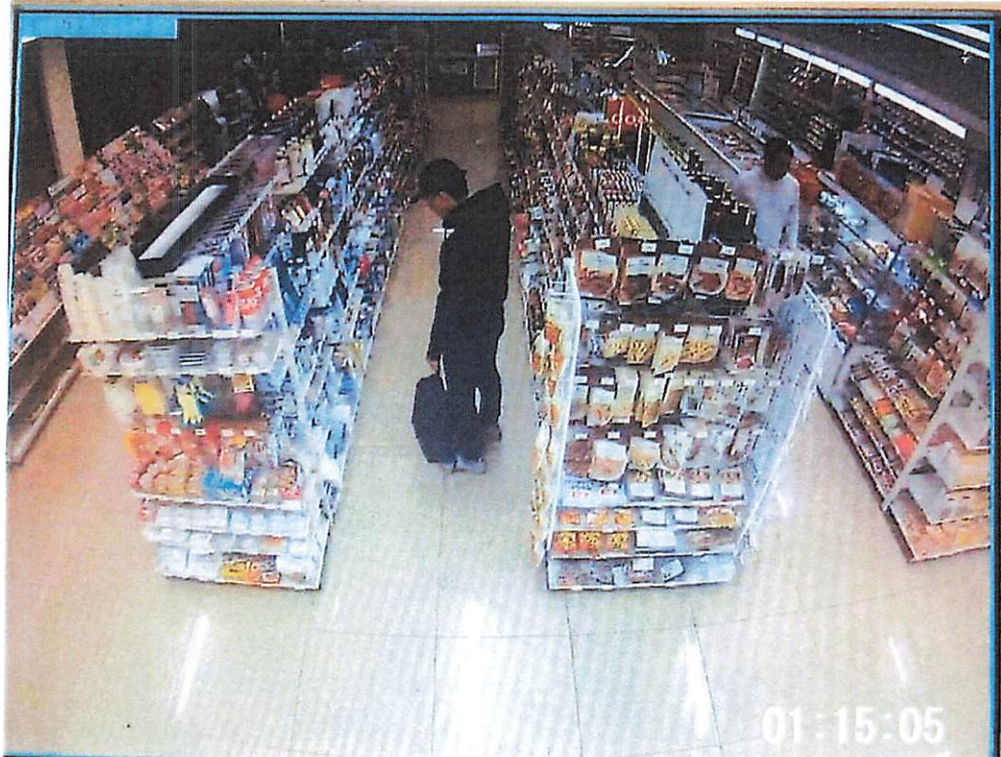
司法警察員 警部 久留米 次郎

平成31年3月25日、福岡県久留米市久留米町1丁目2番地2号コンビニエンスストア久留米店において発生した事後強盗致傷事件につき、犯行現場であるコンビニエンスストア久留米店の防犯カメラ映像を写真撮影したので、写真貼付の上報告する。

記

- 1 撮影日
平成31年3月25日
- 2 撮影場所
福岡県久留米市久留米町1丁目2番2号
コンビニエンスストア久留米店内
- 3 撮影対象
コンビニエンスストア久留米店
防犯カメラモニター
- 4 撮影者
本職
- 5 撮影枚数
1枚

1 防犯カメラのモニター映像を撮影



写真撮影報告書

平成31年3月25日

福岡県久留米中央警察署長

司法警察員 警視正 久留米 太郎 殿

福岡県久留米中央警察署

司法警察員 警部 久留米 次郎

平成31年3月25日、福岡県久留米市久留米町1丁目2番地2号コンビニエンスストア久留米店において発生した事後強盗致傷事件につき、逮捕時の被疑者の右手を写真撮影したので写真貼付の上報告する。

記

1 撮影日

平成31年3月25日

2 撮影場所

福岡県久留米中央警察署

取調べ室1

3 被疑者の本籍、住所、職業、氏名、年齢

本籍 仙台市緑区いしのまき3丁目5番

住所 久留米市久留米町9丁目5番1号

大学生

前田 敦史 平成9年3月27日生(21歳)

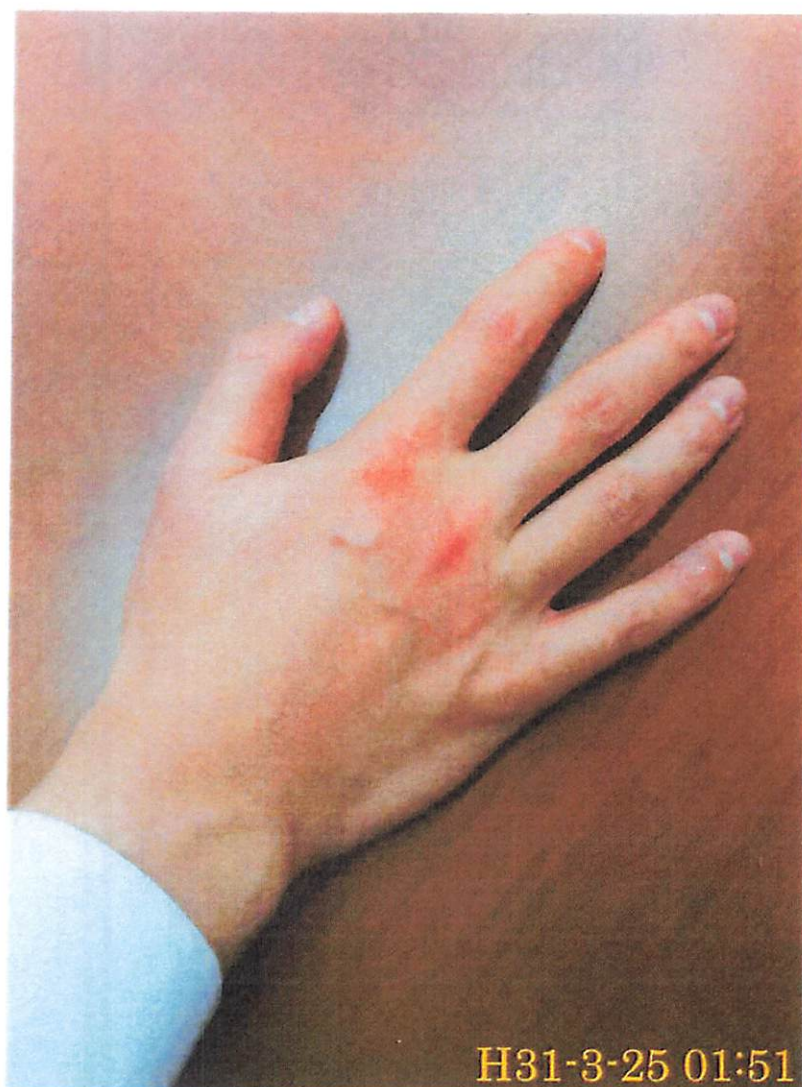
4 撮影者

本職

5 撮影枚数

1枚

1 逮捕時の被疑者の右手を撮影



写真撮影報告書

平成31年3月25日

福岡県久留米中央警察署長

司法警察員 警視正 久留米 太郎 殿

福岡県久留米中央警察署

司法警察員 警部 久留米 次郎

平成31年3月25日、福岡県久留米市久留米町1丁目2番地2号コンビニエンスストア久留米店において発生した事後強盗致傷事件につき、逮捕時の被疑者の上半身を写真撮影したので写真貼付の上報告する。

記

- 1 撮影日
平成31年3月25日
- 2 撮影場所
福岡県久留米中央警察署
取調べ室1
- 3 被疑者の本籍、住所、職業、氏名、年齢
本籍 仙台市緑区いしのまき3丁目5番
住所 久留米市久留米町9丁目5番1号
大学生
前田 敦史 平成9年3月27日生(21歳)
- 4 撮影者
本職
- 5 撮影枚数
1枚

1 逮捕時の被疑者の上半身を正面から撮影



写真撮影報告書

平成31年3月25日

福岡県久留米中央警察署長

司法警察員 警視正 久留米 太郎 殿

福岡県久留米中央警察署

司法警察員 警部 久留米 次郎

平成31年3月25日、福岡県久留米市久留米町1丁目2番地2号コンビニエンスストア久留米店において発生した事後強盗致傷事件につき、犯行現場であるコンビニエンスストア久留米店において、商品の販売状況を写真撮影したので、写真貼付の上報告する。

記

- 1 撮影日
平成31年3月25日
- 2 撮影場所
福岡県久留米市久留米町1丁目2番2号
コンビニエンスストア久留米店内
- 3 撮影対象
コンビニエンスストア久留米店
商品陳列団及び商品
- 4 撮影者
本職
- 5 撮影枚数
1枚

1 商品陳列棚及び商品を撮影



刑事裁判とは？

●「証拠裁判主義」

刑事裁判手続は、無実の人を罰しないように、真実を発見するために、厳しい手続になっています。そのため、思い込みや感情をできるだけ排除しなければなりません。そこで、裁判では、裁判上で提出された証拠、証人や被告人の発言にのみ基づいて事実を認定し、有罪・無罪を決定し、量刑を決定しています。これを、証拠裁判主義といいます。

●「無罪推定」

無罪推定とは、刑事上の罪に問われている人は、法律に基づいて有罪とされるまでには、無罪と推定される権利があることを指します。

そのため、被告人を有罪とするためには、検察官が合理的な疑いをはさむ余地がないほどに証拠によって証明しなければなりません。その証明ができない場合、裁判所は、被告人に対し、無罪を言い渡さなければなりません。被告人・弁護人が無罪の証明をする必要はありません。

●刑事裁判の登場人物

「裁判官」…被告人の有罪・無罪、刑の程度を決定する人。

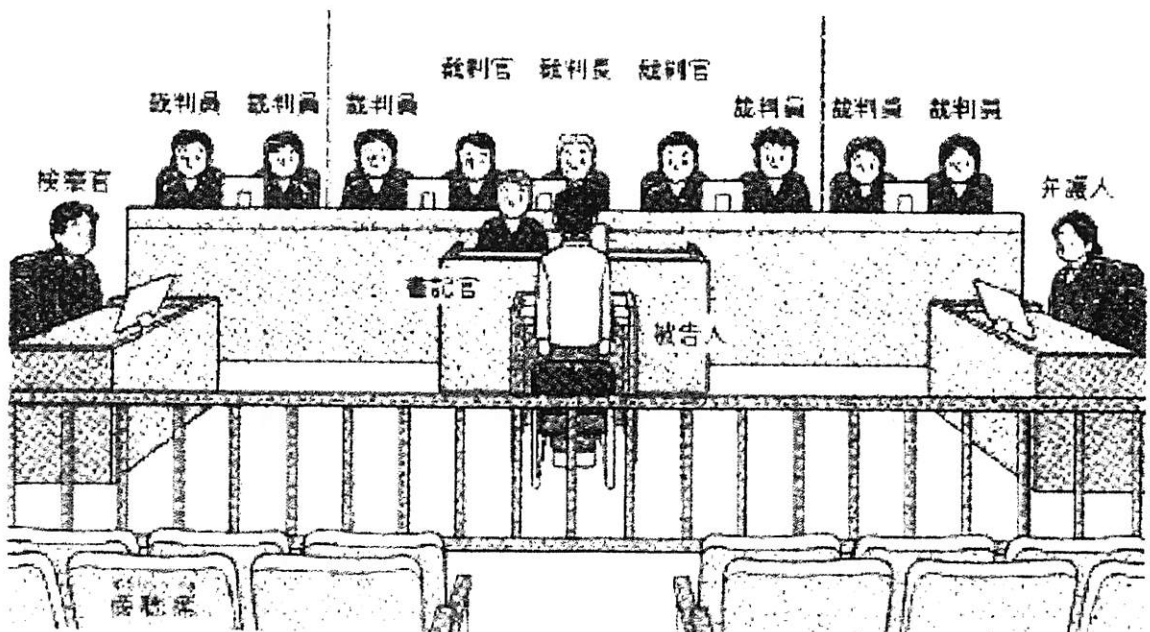
「裁判員」…裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪、刑の程度を決定する人。

「被告人」…裁判を受ける人。

「証人」…事件について知っていることを証言する人。

「検察官」…被告人の処罰を求める人。

「辩护人」…被告人の利益を守る活動をする人。



刑事裁判の流れ

冒頭手続	人定質問	裁判官が被告人に名前・住所などを聞き、人違いでないことを確かめます。
	起訴状朗読	検察官が起訴状を朗読します。 *起訴状：被告人がやったと疑われていること（公訴事実）が書かれています。この公訴事実が裁判で調べられる事件の要点になります。
	黙秘権等の告知	裁判官が被告人に黙秘権等を伝えます。 *黙秘権：言いたくないことは言わなくてもいいし、言わなくてもそのことだけで被告人に不利益に扱われない権利。
	罪状認否	被告人と弁護人が公訴事実間違いがないかなどについて答えます。
証拠調べ手続	冒頭陳述	証拠によって証明しようとすることを検察官（と弁護人）が言います。
	検察官による 証拠調請求	証拠の例・被告人や被害者などが話したことをまとめた供述調書 ・事件現場の状況や写真をまとめた実況見分調書 ・被害者などが裁判で被害にあった様子などを話す証言
	証拠調請求 に対する 意見	検察官が調べて欲しいという証拠を裁判に出すことについて、被告人側が意見を言います。 *被告人側の同意など、条件をクリアしたものしか証拠として裁判に出せません。
	証拠決定	裁判に証拠として出すことを裁判官が認めます。
	証拠調べ	書面の証拠を読み上げたり、証人尋問（証言をしてもらう手続）をしたりします。
	被告人側の 立証	被告人側も証拠を出すことがあります。
	被告人質問	証人尋問と同じ方法で被告人が事件のことなどを話します。
弁論手続	論告・求刑	裁判のまとめや被告人にふさわしい刑罰の種類・重さについて検察官の意見
	弁論	裁判のまとめ（や被告人にふさわしい刑罰の種類・重さ）についての弁護人の意見
	被告人の 最終陳述	被告人が言いたいことを言う最後のチャンス
	結審	以上で心理（事件の中身を調べる手続）が終了します。
評議・評決	裁判官（や裁判員）が事件に話し合っ、判決の内容（有罪か無罪か、有罪ならどんな形にするか）を決めます。	

<争点>

本件の争点は、「被告人が犯人かどうか」ということ。

模擬裁判にあらわれた証拠書類・証拠物・証言から、被告人が犯人かどうかを考えよう。

<参照条文>

◎ 事後強盗罪

【刑法 第238条（事後強盗）】

窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

【刑法 第240条（強盗致死傷）】

強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

◎ 今回の法定刑

懲役6年～20年、または、無期懲役

＜証拠書類・証拠物＞

◎検察官が提出した証拠書類・証拠物について気づいたことを書いてみよう。

検甲第1号証	周辺地図
検甲第2号証	写真（防犯カメラの映像）
検甲第3号証	写真（手の怪我）
検甲第4号証	写真（被告人の逮捕時の状況）
検甲第5号証	写真（商品の販売状況）
検甲第6号証	被告人の逮捕時の所持品

<被告人質問>

◎被告人前田敦史の供述について、気づいたことを書いてみよう。

【チェックリスト】

- ① 「おばけベルト」などは
(コンビニから盗んだ 最近知り合った友人にもらった)。
- ② 怪我している部分は(手の甲 手のひら)であり、
(ドアに挟んだ 人を殴った)ことが原因で怪我をした。
- ③ 捕まった当時帽子を(かぶっていた かぶっていない)。
- ④ 捕まった時間は、犯行があった時間から(30分後 1日後)で、
捕まった場所は、犯行があった場所から(2キロ 20キロ)ほど離れた場所である。
- ⑤ プレゼントは(開封していた 開封していない)。
- ⑥ プレゼントしてもらった友人の名前は(言える 言えない)。

【気づいたこと】

【聞いてみたいこと】

<証人尋問>

◎証人沢井景子の証言について、気づいたことを書いてみよう。

【チェックリスト】

- ① 万引きする様子を（見ていた 見ていない）。
- ② 万引きをしていた男性の肩をたたき、声をかけたら、
（いきなり 会話をしてから） 殴られた。
- ③ 犯人の特徴を（覚えている 覚えていない 曖昧である）。
- ④ 男性は帽子を（深く 浅く）かぶっていた。
- ⑤ 犯行があった日は（眠かった 眠くなかった）。
- ⑥ 男性に声をかけた場所は（店内 店外）で、
街灯は（はっきり チカチカ）していた。

【気づいたこと】

【聞いてみたいこと】

< 検察官用 >

◎ 「被告人は犯人である」 = 「有罪」方向の証拠・事実をあげてみよう。

証拠・事実	理由・ポイント	重要度

◎ 「被告人は犯人でない」 = 「無罪」方向の証拠・事実をあげてみよう。

証拠・事実	理由・ポイント	重要度

＜弁護人用＞

◎「被告人は犯人ではない」＝「無罪」方向の証拠・事実をあげてみよう。

証拠・事実	理由・ポイント	重要度

◎「被告人は犯人である」＝「有罪」方向の証拠・事実をあげてみよう。

証拠・事実	理由・ポイント	重要度

< 裁判官用 >

【判決】

「被告人は（ 有罪 無罪 ）。」

（有罪の場合）

「被告人を懲役 年に処する。」

【理由】